

「袴田事件」 検察官に正義を求める会長声明

令和5年3月13日、東京高等裁判所第2刑事部は、いわゆる「袴田事件」に関する再審請求事件（有罪の言渡を受けた者：袴田巖氏、請求人：袴田ひで子氏）について、2014年（平成26年）3月27日に静岡地方裁判所が行った再審開始決定を支持し、検察官の即時抗告を棄却した（以下「東京高裁決定」という。）。

「袴田事件」は、強盗殺人、放火事件について袴田巖氏に対する死刑判決が1980年（昭和55年）12月に確定した事件である。袴田巖氏は、当初より無実を訴えており、現在、袴田巖氏の姉である袴田ひで子氏が第2次再審請求を行っている。

今般の東京高裁決定は、第2次再審請求において請求人が提出した新証拠について、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」（刑訴法435条6号）と認めた静岡地方裁判所再審開始決定を是認した。東京高裁決定が、袴田巖氏の有罪証拠とされた5点の衣類について、捜査機関の者によって作出された可能性が極めて高いと思われるとまで述べたことは、さらに重い意味がある。

「袴田事件」第2次再審請求について経過を見てみると、2008年（平成20年）4月25日に申し立てられてから、すでに15年近くが経過した。袴田巖氏は87歳である。袴田巖氏の再審公判が一刻も早く開始されることが正義であることを、当会は一点の疑いも持っていない。

当会は、2023年（令和5年）2月27日佐賀県弁護士会臨時総会において、満場一致で再審法改正を求める総会決議を行った。同総会決議で指摘したとおり、えん罪被害者の速やかな救済のためには再審開始決定に対する検察官の不服申立て禁止が必要である。もっとも、現行制度上においても、検察官が公益の代表者として、正義のために不服申立てをしない選択をすることは可能である。検察官は、いま、この選択をする状況にある。

当会は、検察官に対し、東京高裁決定の指摘を重く受け止めて特別抗告を行うことなく本件を速やかに再審公判に移行させることを、すなわち今からでも正義を行うことを、強く求める。

2023年（令和5年）3月14日
佐賀県弁護士会
会長 井寺 修一